

とちぎ食の安全・安心推進会議
(第7回) 議事録

1. 日 時 平成22年2月3日(水) 15:00～17:00

2. 場 所 栃木県庁本館6階大会議室2

(生活衛生課大島課長補佐)

ただいまから第7回「とちぎ食の安全・安心推進会議」を開催いたします。

私は本日の司会を務めさせていただきます保健福祉部生活衛生課課長補佐の大島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに委員の出欠についてご報告いたします。岩田委員、小久保委員、津久井委員、藤沢委員、食品衛生協会の中村委員におかれましては都合により欠席とのご報告をいただいております。なお本日の会議につきましては19名の委員のうち14名のご出席をいただいておりますので、「とちぎ食の安全・安心推進会議」規則第5条第2項の規定に基づきまして会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは開会に当たりまして北澤保健福祉部長からごあいさつを申し上げます。よろしくお願ひします。

(北澤部長)

皆さん、こんにちは。県の保健福祉部長をしております北澤と申します。第7回「とちぎ食の安全・安心推進会議」の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様にはご多忙中のところ本会議にご出席を賜り、心から感謝を申し上げます。申すまでもなく、食は命ある限り毎日の生活の中で欠くことができないものでございます。食品の安全性を確保することは県民の皆様の生活基盤を支える上で極めて重要な命題であります。

昨今食品流通の広域化などによりまして県民の皆様が豊かな食生活を手に入れられるようになりましたが、その一方で食品の生産から消費に至ります、いわゆるフードチェーンが複雑化してまいりまして、消費者の側から見るとその過程が不透明な部分もあると思ひます。こうした中、食品の偽装表示問題など、事業者の利益を優先する事件・事故が多発しておりまして、消費者の食品の安全性・信頼性に対する不安や不信感を払拭することが依然として大きな課題となっております。

このため県といたしましては「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」に基づきまして、消費者の視点に立ち、県民の健康保護に努めることなどを基本方針と致しまして、食の安全、消費者の安心を確保するための各種施策に積極的に取り組んでいくところでございます。引き続き消費者である県民の皆様を始めといたしまして、当推進会議の委員の皆様方からの貴重なご意見・ご提言を踏まえますとともに、庁内関係部局はもとより食品関連事業者や関係団体と十分連携を図りながら、食品の生産から消費に至る各種施策を計画的かつ総合的に展開してまいりたいと考えております。

本日の会議では「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」の、平成23年度からになります。第2期計画の策定に向け、本県の目指す方向性や強化すべき取り組み、そして平成22年度の「栃木県食品衛生監視指導計画」等の策定につきましてご審議いただくこととしております。

委員の皆様には、限られた時間ではありますが、県民が安心して日々の食生活を送ることができるよう、それぞれのお立場から活発なご議論を賜りますようお願い申し上げます。

まして、あいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(生活衛生課大島課長補佐)

それではこの後の進行につきましては、石井会長にお願ひいたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(石井会長)

皆さん、こんにちは。年度末の大変お忙しい中お集まりいただきまして本当にありがとうございます。

先ほど北澤保健福祉部長さんのお話にもございましたように、大変食に対する信頼というものが揺らいでいるところがたくさんございまして、コンプライアンスが非常に求められているというのは皆様方、事実でございます。そういう中で特にこうした会議が非常に重要であるということでございまして、栃木県としても行政が主体となってさまざまな取り組みをしていただいております。特に食品関連事業者さん、そしてまた関係団体、消費者の皆さんが、さまざまな連携を図りながら行政が中心になってまた各種施策も展開しております。

昨日食品表示のセミナーも開かれまして、大変活発なご意見やご提案が出てまいりました。そういう中でこれから本県としてもさまざまな取り組みが、さらに推進が求められているということが昨日のフォーラムの中でも明らかになった次第でございます。

本日は「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保」に関する条例に基づく2期目の基本計画の策定に向けての考え方につきまして、また平成22年度の「栃木県食品衛生監視指導計画」に関しまして委員の皆様からご意見やご審議を賜りたいというふうに思っております。委員の皆様にはそれぞれのお立場から忌憚のないご提言、またご意見を賜りますよう何とぞよろしくお願ひ申し上げます。簡単ではございますが開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それではこれからの審議は座らせていただきまして、審議の方を始めさせていただきたいと思ひます。議事次第の表紙にございますが、審議事項がア・イと2つございます。それからまた報告事項も1つございます。まず最初に(1)の審議事項のアの「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画(2期計画)の策定について」から始めたいと思ひます。事務局の方からご説明をお願ひいたします。

(生活衛生課内藤主幹)

生活衛生課食品安全担当主幹の内藤でございます。ただいまから説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

それでは「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画(2期計画)の策定について」、説明申し上げます。資料の1をごらんください。

資料1の1番にございます計画策定の趣旨でございます。今回の計画は「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例に基づく基本計画」が平成22年度末をもって完了することに伴いまして策定をするものでございます。またこの計画につきましては食品偽装等の食の信頼を損なう問題が続発する中で、依然として県民の安全で安心な食生活の確保が強く求められているということに因應するため、一期計画の内容をさらに充実・強化し策定するものでございます。

2番目の計画の性格でございますけれども、この計画は「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」の第8条に基づきましてつくられるものでございます。また栃木県総合計画や「とちぎ“食と農”躍進プラン」などの関係計画と整合性を図りながらつくるものでございます。

3番目の基本計画の期間でございますけれども、次期の総合計画に合わせまして平成2

3年度から27年度までの5年間といたしました。

次に4番目の基本計画の基本的な考え方でございます。計画の基本的な考え方につきましては次に示します施策を体系化し、総合かつ計画的に推進をすることといたしました。1つ目といたしまして食品の生産から消費に至る一貫した食品の安全性と信頼性の確保を図ること。2つ目に関係者、実際には県民・事業者・行政でございますけれども、関係者の相互理解と協働の推進を図ること。3つ目に食の安全と信頼を支える体制の充実と関係機関の連携強化を図ることといたしました。

5番目に基本目標と施策目標を示しております。一番上にあります(1)生産段階における安全と信頼の確保を始めとする5つの基本目標と、安全な農産物の生産の推進等、各施策目標を掲げております。

この資料の中でアンダーラインを引いております部分が現計画を変更あるいは追加をした部分を示しております。変更理由につきましては後ほど資料の2を使用して説明をさせていただきます。

資料1番の後ろの面、裏面をごらんください。6番目のところには計画策定の方法というのがございます。この計画につきましては次の方法により行うことといたしました。1つ目として「とちぎ食の安全・安心推進会議」からご意見・ご提言をいただき、この計画に反映をいたします。2番目として、広く県民の意見を把握するために意識調査やパブリックコメントを実施いたします。意識調査結果につきましては後ほど別の資料で説明をさせていただきます。3番目に庁内での検討・調整につきましては栃木県食品安全推進本部の検討委員会において行います。

7番としまして基本計画の、2期計画の策定のスケジュールを示しております。「とちぎ食の安全・安心推進会議」につきましては来年度8月と翌年2月を予定をしております。計画の素案でありますとか、計画案についてご検討いただくことを予定をしております。右にあります食品安全推進本部の検討委員会でございますけれども、検討委員会につきましては推進会議の開催の前後に開催をしたいというふうに考えております。関係課全体あるいは各分野別に関係課を招集し、検討をしたいと思っております。また県民からのご意見を把握するために12月にパブリックコメントを実施したいと考えております。その後23年の翌年2月の推進会議を経まして、3月に計画を決定をし、4月に議会に報告をしたいと考えております。

資料の2をごらんください。

資料2には1番のところ平成20年度の基本計画に基づく事業の評価というものがかかれてございます。平成20年度の事業につきましてはおおむね計画通り達成されましたが、家畜飼養管理情報の公開及びとちぎハサップの認証取得の促進について、一層促進する必要があるというふうに評価をいたしました。

2番目の今後の方向性と変更点でございますけれども、施策目標については平成20年度の事業評価と、環境や食品に関する消費者意識を踏まえての内容を充実・強化しました。施策目標を変更した箇所をアンダーラインを引いて示しております。

1番目の基本目標1(1)、安全な農産物の生産の推進というものを示しております。前年度の実績から安全な農産物の生産の推進を強化する必要があると評価をし、追加をいたしました。アンダーラインの「推進」の部分を追加したということでございます。

2番目の基本目標1(3)、トレーサビリティ等による情報公開の促進ということでございますけれども、これにつきましては前年度の実績から家畜飼養管理情報の公開促進が必要であるというような評価に基づき、情報公開の促進という部分を追加いたしました。

次の3番目ですが、基本目標2(1)、食品営業者等による自主衛生管理の推進とい

うことでありますけれども、これにつきましては昨年度の実績からさらにとちぎハサップの認証取得促進が必要であるというような評価のもとに、「推進」というものを追加いたしました。

④の基本目標 3（2）の消費者相談体制の充実・強化でございますけれども、これにつきましては、消費者安全法の施行でありますとか消費者庁の発足に伴いまして、消費者相談体制の強化が求められているということで「強化」という言葉を追加いたしました。

5番目の基本目標 5（5）でありますけれども、「食品の廃棄抑制・再生利用など環境に配慮した事業・消費活動の推進」というものを新たに設けました。これにつきましては消費者の高い環境意識に配慮する必要があるということ、それから本会議の中で委員から廃棄・再生に関する取り組みを加えるべきだというご意見をいただいておりますことから、今回これを新たに追加いたしました。

次に資料の 3 をご覧ください。食の安全・安心に関するアンケート調査結果ということでお示しをしております。これにつきましては基本計画の策定等の食品の安全・安心の施策に反映するための基礎資料とするためということで、昨年 10 月から 12 月にかけて県民等を対象に 3, 431 名から回答を得たものでございます。ここに結果の部分でお示しをしております項目につきましてはアンケート調査の中から食に関する消費者意識に関する部分を抜粋し、記載しております。

この結果を見ていただきますと問 9 というところがありますけれども、ここでは食の安全に関する知識や情報に興味がありますかという問いをした結果であります。大いにある、少しあるという方を加えますと 90.3%の方が興味があるという回答をされております。

その下の問 12 がございますが、これは農産物の安全性を気にしますかという問いでありますけれども、とても気にしている、あるいは時々気にしていると答えた方が 89.3%ありました。

次の問 16 でありますけれども、これは子供たちへの食の安全に関する教育が必要だと思いますかという問いであります。必要である、どちらかといえば必要であると答えた方が 95.1%ございました。

その下の問の 20 ですけれども、ここでは食品安全フォーラムに興味がありますかという問いであります。ある、あるいはどちらかといえばあると答えた方が合計で 77.5%ありました。

次の問の 23 では食の安全に取り組んでいる食品工場であるとか、お店の情報を知りたいですかという問いをしたものであります。知りたい、どちらかといえば知りたいと答えた方が合わせて 95.5%あったというような結果でありました。

このように食に関する消費者の関心、あるいは意識は高いというふうに伺われました。

アンケート結果等につきまして以上でございます。

(石井会長)

どうもありがとうございます。

ただいま資料 1・2・3 をご説明いただきました。その中で達成度合いというものも平成 20 年度基本計画に基づく事業の評価、資料 2 の中でも個別事業、それから成果指標、項目数・達成というところがございます。この辺も数値で示していただいております。ただいまのご説明に関しまして皆様の方からご質問やご意見等、賜りたいと思います。

はい、どうぞ。

(生活衛生課内藤主幹)

補足の説明をさせていただきたいと思います。

資料3で説明をいたしましたアンケート調査結果でございますけれども、今回の調査結果について説明をさせていただきました。こういったアンケート調査は、ほかの機会でも実施をしております。6月の県民の日にもアンケート調査を実施をしておりますけれども、この県民の日のアンケート調査を見ますと、食の安全に関する知識や情報について興味がありますかというような質問を同様にしております。この今年の結果と3年前の結果を見ますと、興味がある方はやはり90%ぐらいあるんですけども、3年前で見ますと、そういったものに興味は全くありませんというふうに回答されていた方がいらっしゃいましたが、今回の調査ではそういった方は全くいなかったということからも意識は高まっているのかなというようなことが伺われました。補足の説明でございます。

(石井会長)

ありがとうございました。

資料1の裏側にスケジュールが示されておりますが、第2期計画が23年度からスタートするというので、これは栃木県の全体の総合計画との整合性がとられて、そういうような形で審議も進められるという形によろしいですか。

(生活衛生課内藤主幹)

総合計画についても同様に進行しておりますので、これに合わせた形で予定は組んでおります。

(石井会長)

ありがとうございました。

どうぞ、委員の皆様。

黒内委員、はいどうぞ。

(黒内委員)

2期計画の中で食品の廃棄・再生に関する取り組み促進というのが盛られていて、これは非常に私もぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っています。その関連でちょっと幾つか質問したいんですけども、食品の廃棄物ですね、いわゆる生ごみの活用はどの程度県内で進んでいるのかというのが一点。

過日食品廃棄物で堆肥をつくる本県初の民間処理施設といわれたエコシティ宇都宮がいわゆる操業停止の状態になっているということで、これは国の多額の交付金も得て、循環型社会の実現に向けて本県初の取り組みということで注目されているんですけども。この中でもいわゆる関連機関との連携というのが盛り込まれておりますけれども、具体的にどういう取り組みをしていくのかということをもまず第一点、聞きたいと思うんですが。

(石井会長)

ありがとうございました。

それでは事務局の方からご説明、よろしくをお願いします。

農政部次長さん、お願いします。

(農政部次長)

一点目の生ごみの関係でございますけれども、具体的に全体がどの程度利用されているかというところの数字というのはちょっとつかみにくいものかなと思っておりますが、県内でも堆肥と一緒に生ごみを活用して、それを農地に還元するという取り組みが増えてきているということで、ご案内のように高根沢町でありますとか茂木町でもやられています。また鹿沼の方でも一部生ごみを利用して、それを牛ふんと一緒に堆肥化している。ということで生ごみの原料化ということで進められているというところでございます。

先ほどの廃棄物の関係でいきますと、食品リサイクル法の中で食品から出てくる廃棄物、そういうものをえさなり肥料なりということで、そういうものが今義務づけられてき

ているということで、進捗状況について今どのくらいかは業種によって目標数字が違っていて、24年まで目標数字がありますが、かなり高いレベルになってはいますが、ちょっと今の時点でどの程度まで行っているかというのがちょっとつかんでいないというところがございます。業者の方につきましては排出量が100トン以上ということで、かなり大きい事業体がこの対象になってくるというところがございますが、そんな中でこれからそれぞれのところ、事業者がこの目標に向かって取り組んでいただくということになるというふうに思っています。

それともう一つ、エコシティの関係につきましては先ほどちょっとありましたけれども、国の事業を使って宇都宮市内で出てくる廃棄物、これを堆肥化していくというふうなことでつくったわけですが、事業者等の関係で今停止状態になってきているという状況でございます。ちょっとこれにつきましてはこれ以上ちょっとコメントできないところでございます。

先ほどいろんな機関との関係とか連携の話がありましたけれども、食品の廃棄物につきましては例えば今えさの方で飼料高騰もありましてえさの利用の方の取り組みも少しずつ増えてきていると、エコフィードということで、そんな取り組みも増えてきています。畜産業なり、また土づくりの観点で堆肥をつくるというふうなことで、そういう畜産業とかとの連携とか、農業生産者との連携とか、そういうところも含めてこれからまたそういう取り組みを加速させていければなど、そんなふうに思っています。

以上でございます。

(石井会長)

いかがでございますか。

(黒内委員)

それでは要望ということで。

せっかく環境というものも2期計画の中で入れていくんだということで、食品の廃棄・再生というの取り組み促進というのを謳っているわけですから、今かなり飽食の時代でかなり食品廃棄物も増えておりますので、せっかくこういう形でうたうのであればやはり実態もある程度把握しながら、やはりどういう活用、そしてまたどういうふうに取り組んでいくのかという部分についても、あとは関係機関に任せますということではなく、ある程度着地点も想定しながら計画をつくっていかないと実効性が上がっていかぬというふうに考えますので、その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

(石井会長)

ありがとうございました。

どうぞ。

(生活衛生課内藤主幹)

今の連携のお話なんですけれども、今要望がございましたように関係をするところという連携をとりながら進めていきたいというふうに思っております。

この廃棄・再生の部分につきましては、食品の生産から消費に至る各段階でできることがあるだろうと考えております。実際にやられている部分もございまして、今肥料化・飼料化の話がございましたけれども、そういったものであるとか、あるいはむだを、食べ残しをしないとかいうような取り組みについても一般の消費者の方もできる取り組みだろうというふうに思っておりますので、そういったそれぞれの段階でどんな取り組みができるのか、あるいは今お話がありましたように実態を調査しながらどんな取り組みができるのかを検討していきたいと思っております。

それから実際の着地点ということも当然あるわけでありましてけれども、この後、先ほ

ど言いましたように部門ごとの検討委員会を予定しておりますので、今日のお話・ご意見・ご要望等をもとに検討委員会の方で詰めていきたいと思っております。

(石井会長)

ありがとうございました。

今黒内委員からお話がありましたようにある程度の着地点というか、ゴールですね。そういう目標を持っていただくと、県民の皆さんもより積極的に食べ物の無駄を出さないということに対して意識が高まってくるのではないかと思うんですけど。

これは、昨日もその議論があったんですけど、年間の食品の廃棄物というのは1,500万トンとか何か言われていましたけど、そういう数値はあるんですか。何か物すごい量だそうですね。

はい、お願いします。

(農村振興課)

農村振興課です。食品リサイクル法の窓口ということで担当しておりますので、わかる範囲でお答えいたします。

資料が出てきませんのでちょっとお待ちください。

(石井会長)

じゃあちょっと資料を見つけていただいている間に、とちぎハサップの件で補足の説明を内藤主幹の方からご紹介いただけますでしょうか。

(生活衛生課内藤主幹)

それではとちぎハサップの件についてということでございますけれども、先ほど言いましたように残念ながら目標の数に達しないというような状況がございます。先ほど説明をいたしましたように、それを促進するためにいろんな対策をとっていきたいと思っております。その中で実際に今年度やった内容も含めて若干説明をさせていただきたいと思っております。

なかなか進まない理由についていろいろ考えてみました、あるいは確認をしてみましたけれども、実際には事業者側の課題であるとか、あるいは私ども行政側の課題というものがあろうと考えております。事業者側については実際に認証をとっている施設にお邪魔をしてお話を伺いますと、なかなかマニュアルをつくるのが難しいというようなお話が聞かれます。これに対する対策をということで実施いたしましたのが今年度新たに、マニュアルの作成のためのコンサルタント事業というものを実施しております。こういったものを活用していただいたり、あるいはセミナーに参加をしていただいたり、あるいは私どもの方から直接そういうものを導入したいと考えている事業者の方に訪問をして、制度を説明するというようなことも実施をいたしました。

それからもう一つ、認証施設においては、この認証マークというものを付けているんですけども、この認証マークがなかなか知られていないんじゃないかというようなことが実際に話として聞かれております。これについて何とか対策をとれないかということで考えていたんですけども、こんなマークを実際に県の方でつくっております。

それから行政側の課題についても考えております。いろんな形で広報活動を実施しております。昨年は県庁舎の壁に懸垂膜を掲示いたしました。7月にとちぎハサップ推進月間というものを定めまして、その期間中に懸垂膜を掲示をするというようなことも行いました。あるいはエレベーターに乗りますとエレベーターに文字が流れるテロップがございますけれども、そういったテロップを利用して広報をするというようなこともやらせていただきました。あとバスの車体に広告をするというようなことも実施をいたしました。それから、このとちぎハサップのマークでありますけれども、人の顔のような格好をしてお

りますので、顔と見立てて塗り絵をしてもらおうというようなことをいたしました。あと顔に似ておりますので、その下に胴体をつけてもらおうなんていうことも考えまして、子供たちを対象にそういった絵を描いてもらってホームページに掲載するというのも実施いたしました。

それから今年度テレビ・ラジオ等の広報ということで、FMラジオのラジオスポットCMというものを行いました。11月から12月にかけて約1ヵ月でありますけれども、20秒のスポットCMを実施いたしました。聞いていただいた方、あるかと思えますけれども、ここに用意しましたのでこんなものを流しましたということで聞いていただければと思います。

(スポットCM再生)

『食の安全・安心インフォメーション。ねえねえ、お店や食品を選ぶときどうしている。あ、そうだ、ハサップ君に聞いてみよう。食を安全で選ぶなら僕も私もとちぎハサップ。栃木県食品自主衛生管理認証制度、とちぎハサップ。栃木県からのお知らせでした。』

こんな形でCMもお流ししました。

あとポスターも掲示しているんですけども、企業の方にご協力をいただいてポスター掲示をしていただいたものもあります。県内の薬局さんのご協力をいただいてそういったところにPR用ということでご協力いただいたり、あとコンビニエンスストアの方に資料の配布をしていただくというような取り組みも実施しております。

以上でございます。

(石井会長)

ありがとうございました。コマーシャルまで入れていただいて、本当にありがとうございました。

今日の基本計画の2の、先ほど内藤主幹からご説明いただきました自主衛生管理の推進というところを新たに加えていただきましたので、これでさらに周知徹底を図っていただいて、とちぎハサップの認証取得の機関、あるいは事業所がどんどんふえることを願っております。そのためのまたコンサルも導入したということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、農村振興課。

(農村振興課)

すみません、お時間とらせまして申しわけございません。

先ほどの食品廃棄物の年間の発生量でございますが、これは2005年のデータなんです、農林水産省の総合食料局において推計したデータということでございます。発生量が事業系で800万トン、それから家庭系で1,100万トン、合わせて1,900万トンというのが発生量の推計ということで載っておりますので、よろしくお願ひします。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

とてつもない量ですね、1,900万トンですか。ですから何とかあれですね、本県がそういう形でリーダーシップをとれるような形にしていただければ大変ありがたいと思います。

高橋委員、先ほどお手を挙げられましたか、高橋委員。

(高橋委員)

前回多分出ていなかったはずですが、基本計画について既に資料ナンバー2の2番、今後の方向性及び変更点について、方向性の中に内容を充実・強化したとなっております。したがって第7回の前に第6回の本推進会議でこの中身については既に審議されている

と。その結果このように充実・強化したと、こういうことなんですか。その点をお伺いしたいと思います。

(石井会長)

ありがとうございます。

事務局の方、いかがでございますか。

(生活衛生課内藤主幹)

20年度の実績につきましては議会に報告することになっておりますので、議会の方に昨年報告をいたしました。その内容につきましては、今回出席をいただいております各委員の先生方にも同様な内容のものをお送りをしております。

(高橋委員)

これは議会報告の中身。

(石井会長)

どうぞ課長、お願いします。

(生活衛生課小野塚課長)

生活衛生課小野塚でございます。

ここに施策目標が、基本目標1から5に基づきまして施策目標がございまして、この成果指標というのはその年度年度ごとの実績を翌年の議会に報告するという事で条例で規定されているものですから報告させていただいており、ここに平成20年度の実績をお示しさせていただきました。先ほど高橋委員の方からご指摘がございました事項は、これから今度の計画の中で充実・強化していくということでご理解いただければと思います。

(高橋委員)

そうですか、わかりました。

その件で若干お伺いしたいのは、指標未達成の個別事業があります。特に私ども生産段階として基本目標1の(2)ですね、生産者に対する監視指導の強化、このうち未達成が1項目ございまして、その項目が立入検査の強化、これが未達成であったと読んでよろしいのかどうか。もしそうだとすればこの基本計画、既につくられているものを見ますと、例えば9ページですと立入検査数の目標が設定されております。そのようなところが件数が少なかったということなのかどうか。その点、教えていただければと思います。

(石井会長)

どうぞ、小野塚課長、お願いします。

(生活衛生課小野塚課長)

この基本計画、私のところで所管させていただいておりますけれども、実際の事業については部内では農政サイドと、もう一つ毒劇物が関係しますから薬務課が所管してやっております。

この計画については目標達成が91%で、9%足らなかったということでございます。これは、薬務課の方で急遽当年度にほかの業務が急遽入ってしまって、計画を立てていた件数に対し目標件数に足らなかったということで、実績を下回ったということでございます。

(高橋委員)

よろしいですか。例えば9ページの立入検査数が平成20年度において320件の目標でしたね。これが9割に達しなかったということなんですか。

(生活衛生課小野塚課長)

そういうことでございます。

320の91%を立入検査させていただいたということでございます。

(高橋委員)

91%なので達成していないと。そういうことなんですね。

(生活衛生課長)

100%に至らなかったということでございます。

(高橋委員)

そういう意味ですか。

(生活衛生課長)

はい。

(高橋委員)

そういう意味であるということを理解いたしました。

(石井会長)

よろしゅうございますか。

(高橋委員)

はい。

(石井会長)

ありがとうございます。

どうぞ、委員の皆様。

はい、山岡委員、どうぞ。

(山岡委員)

これから策定される、また新たにこれをつくられる、出すわけですけれど。今気候変動とか地球温暖化の影響というのはもう、やはり環境に配慮した生産というのを考えていかななくてはならないのではないかなと思っているんですね。ちょっとある本で読んだんですが、今気候変動とかそういうもので、生産するものがずっと、今は前と違って変わってきているというふうにあるもので読んだんですけれど、そうしますと今までこの栃木県全体でつくられていたものが、やはり農薬とかそういったものが効かなくなると、今まで南の方でつくられたものがだんだん移動してきてという、作物の生産も大分変わってきていると伺っているんですね。

そうしますと消費者がいろいろ、きょうのアンケートの結果の中には出てなかったんですが、やはり何に不安を感じるかっていったときに、一般の方たちの意識としては残留農薬とかというようなものが上位に占められている部分が多分あるかと思います。

今生産していく段階で農薬を使用しないでつくられていくことは多分不可能であろうと私は思っています。何日か前に経験した私自身のことなんですが、今は冬の2月の一番寒い時期なんですけれども、とってきた野菜にすごく細かいアブラムシみたいなのがいっぱいついていて、洗ってゆでてしまえば大丈夫と思って私たちは食しているんですが、小さい子供たちというのはちょっと一匹虫を見つけただけでわあって言って、うちの家庭の中でも大騒ぎになったんです。自家菜園の場合でも。ですから市場に出荷するということはやはり、それは理解する方は大丈夫だと思うんですけれど。

そういったところで、やはり生産をしていく段階のところでも何かこうちょっと問題が出てきているのかなと思ってますので、実際にきちんと市場出荷される生産の立場というのはなかなか私自身はわからないんですけれど、単純に考えても今までどおりの種をまいて生産をしてということが非常に難しくなっているときに来ているので、こういう温暖化とかそういう気候変動の関係とか、そういうものを加味しながらこういうものを何か、どういうふうに取り込んでいいというのはわからないんですけど、そんなこともちょっと頭の隅に入れていただければと思っております。

(石井会長)

ありがとうございます。

ご要望、ご意見でございますけど、何か事務局の方からございますか。

どうぞ、経済流通課長。

(経済流通課福井課長)

項目の中でもGAP、適正農業規範に取り組むということはこれまでも目標としてやってまいりまして、その中でも大きな内容として農薬の適正な使用ということがございます。GAPに取り組むに当たりましては何か規定のものを全国一律で適用するというわけではなくて、地域地域の農業の実態に応じて自分たちで見直しながらということを進めております。本当に気候の大変動で大きな動きがこれからあるかもしれないんですけど、日々毎年毎年そういうことを見直していく中で地域の実態に合ったことで適正な使用ということを心がけていくと。現段階としてはそういう取り組みをさせていただいております。

(石井会長)

そうですね。残留農薬とか食品添加物の問題とか、やはり消費者の皆さん、一番関心が高いところですよ。ですからその辺をやはり念頭に置きながら、山岡委員のご指摘も受けてぜひご検討いただければと思います。

橋本委員、どうぞ。

(橋本委員)

2点あるんですけども。

先ほどの食品の廃棄抑制・再生利用などの件なんですけれども、ちょっと戻ってしまって申しわけないんですけども、私、那須町に住んでおりまして、学校給食のことで食育関係の活動をいろいろ調べておりましたら、那須町の小・中学校で生ごみ処理機というのをに入れて、それで処理をしています。でもいろいろ実際に学校を回って調べていると結構その機械が壊れていて使えなくなっていたんですね。お話を聞いていたら何年か前に入った機械で、直すのに物すごくお金がかかってしまうので、予算がとれなくて直らなくてそのままになっています。ごみはどうしているんですかという、今は町の収集の方に出していますと。ごみの量ってどのぐらいなんですかって聞いていくと、那須町、特に小学校はまだ学校がすごく小さく、人数が少ないのでバケツ1杯ぐらいだと言うんですね、生徒さんが100人ぐらいの学校だったりするので。そういうお話をどんどん聞いていくと、何か行政の方々というのはこういう廃棄だとか再生だとかリサイクルの話が出るとまずハードありきで考えられることが多いと思うんですけども、バケツ1杯のごみであれば、例えば那須町だったら学校農園なんかやっているところもあるので、もしかしたらコンポストで済むのかもしれない。そういうことがあるのでぜひきめ細やかにもうちょっと現場に入って考えていただけたらなと思っております。これは一つお願いです。

もう一点なんですけれども、すごく基本的なところに返ってしまうんですけども、食の安全っていったときに一般の人々がイメージすることってすごく皆さんによって違うと思うんですね。例えば安全な農産物ってここにも書いてあるんですけど、安全な農産物って言われて無農薬の野菜を考える人もいるし、アブラムシのついてない農薬のかかった野菜を考える方もいるんですね。すごくそれだけ消費者の人も考えることがばらばらなので、こういう資料を見たりとかいろんなことを聞いても何となくぼやけてしまうというか、いまいちピンと来ないことがやはり大きくて、届かないことがすごく多いと思うので、ぜひ栃木県の考える安全な食というのはこういうものですか、栃木県の考える食の安全というのはこういうものかという言葉をぜひ改めて考えて、県民の皆さんに発信していただけたらもうちょっと私たちも理解しやすくなるんじゃないかと思っています。

以上です。

(石井会長)

ありがとうございました。

事務局の方、いかがでございますか。一点は要望、一点はご質問・ご意見の、両方があったんですけど。

(生活衛生課内藤主幹)

2つ目と申しますか、食の安全の見方が一般の方と我々と違うのではないかというようなお話でありますけれども、実際にそういったことが多分あるんだろうというふうに思います。こういったものについては今残留農薬の関係のお話をされたかと思っておりますけれども、農薬を使うことがいいのか悪いのかという部分も当然ありますし、使わなければならないという状況も当然あります。その中で実際に安全なものを生産するということが当然求められているわけでありまして、私たちもそういったものの生産をするお手伝いしていきたいと考えております。この辺のところについては当然共通の理解を持っていかなければならないと思っておりますので、そういった共通の意識を持っているんだということをこういった機会であるとか、あるいはフォーラムの機会であるとか、いろんな機会に共通認識を持っているんだということをまずPRする必要があるし、相互で理解をする必要があるだろうと思っております。

あと当然今言われたように考え方、見方が違うという部分も当然ございますので、その辺の部分についても十分に理解をしながらわかりやすく説明をしていくと。あるいは時間をかけ、いろんな方法を取りながら相互理解を進めていくというようなことは当然必要だと思っておりますので、いろんな機会にそういったものを理解していただくように当然進めていきたいというふうには思っております。

(石井会長)

本県の安全な食品というのを、本県独自のものの定義づけって難しいですかね。

はいどうぞ、次長。

(農政部吉沢次長)

どこに基準を置いて安全だ、安全でないという規準をつくるというのは非常に難しいのかなど。一つの考え方として例えば農薬でいけば、農薬とか化学肥料でいけば、例えば今リンク・ティという県の農産物の認証制度がございますけれども、例えば従来の栽培法に比べて半分減らしましたよとか、そういう表示をしていって、そういう商品をPRしていくということで消費者に理解していただくと。そういう方法が一つかなというふうに思うんです。どこを基準にしてこれは安全ですよというのは、基準としては非常に難しいのかなど。そんなふうに思っています。

(石井会長)

なるほど。

はいどうぞ、副会長。

(中村副会長)

今の点に関して、私も県の肩を持つわけじゃないけれども、県がこういうものを安全なものと考えますというのは難しい話だと思います。それは橋本委員がいみじくもおっしゃったように、やっぱり消費者によって価値観が違うわけですよ。虫がいないのがいいのか、無農薬がいいのか。例えばうそをつくって話は、これはもう絶対アウト。これはもう皆さんどなたも賛成されると思うんですけども、やっぱり情報をきちんと公開をして、これは農薬を使ってないからひよっとしたら虫がいるかもしれません。これはこういう農薬を使っているから虫はいないはずですよ。そういうことで、あとはもう消費者がそれを見

て選択できるようにする。その前段階として消費者の方を普及啓発していくってことも必要だと思いますけれども、それが限度だし、やっぱりいろいろな考えを持っている人がいますから、むしろ県の方からこれが県の考える安全ですというのは難しいんだろうなと私は思っています。ただやっぱりうそはつかないとか、うそをつかせないとか、そういうシステムはやっぱりきちんとつくらなければいけない。これはもう大前提だと思っています。

(石井会長)

ありがとうございます。

情報公開をきちっとしていただければ一番、消費者の方も安全だと思うんですけど。リンク・ティも含めて、生産者側から見るとやはりコストがかかるというようなことにも反面ありますよね。その辺はいかがでございますか、大山委員、それからまたその後、今委員もご発言がありましたらよろしくお願いします。

(大山委員)

実際に今ご質問がありましたように、農薬関係には非常に個人差によって農薬に対する感度の違いっていいですか、そういうのが確かにあるのかなと思っています。生産現場では最近是非常に物理的防除、例えば施設ハウスの中で野菜をつくる場合には周りに虫が飛び込まないようにネットを張ったり、あるいは農薬成分としては当然カウントされる分であってもデンプン質のもので皮膜をして虫を殺すとか、できるだけそういうものを使いながら安心なものをつくろうという意識は非常に高くなってきています。残念ながらそういう資材、非常にお高いものですから生産経費としては非常にかかってしまうんですけども、意識としてはそういうのが大分定着しつつある。

そして先ほどもありましたようにトレーサビリティの部分ですね。履歴の方も大分普及し始まってきてますから、これは質問としてもあるんですけども、この部分の公開は具体的にどんなふうにしていくのかなってことも、ちょっと質問としてもあるんですけども。生産現場はそういうふうな農薬の部分に対しては大分意識は変わりつつあるということは言えるかなと思います。

質問なんですけれども、ここにある、これは畜産関係になっているんでしょうけれども、野菜とかそういうものに対するトレーサビリティの公開なんかはどんなふう具体的にしているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思っています。

(石井会長)

いかがでございますでしょうか、事務局の方。野菜の履歴管理ですよ。

はい、お願いします、班長。

(経済流通課伊藤班長)

経済流通課の伊藤と申します。お世話になります。私の方では農政部の特に生産部門の安全対策の取りまとめ、窓口ということで担当させていただいてございます。

今大山委員さんの方からご質問がございました生産履歴の公開という点でございます。これにつきましても農政部の方としても今トレーサビリティという中で情報公開に促進してございまして、おおむね各農協の部会、20人いるような部会をターゲットに、その公開率を高めようというような形で促進してございまして、今5割ちょっとぐらいまで越えたところでございます。それなので、ますます今各農協でも積極的に取り組んでいただいておりますので、今後とも引き続き各農協の理解と協力を得ながら情報の公開に努めていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いします。

(石井会長)

よろしいですか。

今委員、何かございますでしょうか。

(今委員)

我が家では酪農、那須町で酪農を経営しているんですが、酪農の場合も非常に難しく、自分の家だけで牛乳生産管理チェックシートというのをつけているんですが、牛乳というのは収乳によって全戸の牛乳がまざってしまうということがあるので、それぞれの生産者が非常に神経を使いまして、組合がとにかく厳しくチェックをしてくれていますので、安心して飲んでいただいていると思っています。

今も聞いていましたら今度食品の廃棄抑制・再生利用の話が出ましたけれども、酪農関係・畜産関係ではやっぱりエコフィードっていいまして、食品残渣を使って飼料をつくるというところに力を入れているんですね、かなり力を入れ始まっています。その残渣はやっぱり何でもいいというわけじゃないんですね、油が多いものはいけないとか、例えばセブンイレブンで捨てられるお弁当を引き取るにも銀紙が入ってちゃいけないとかという、そういう、非常にコストがかかるんですね、集めるにしても。ただ持ってこられないので保冷庫に入れてそれを運ばなきゃいけないとか、やっぱりいろいろな生産現場では苦勞をしながらいいものをつくって、いい安全な食品を届けようって。もう安全というのは当たり前前の考え方で、もう生産者としては殊さら安全・安心を叫ぶなんておかしいというぐらいに力を入れて生産していますので、そういうところもわかっていただいて、ちょっと高いと思ってもどちらを選ぶかというところで、それは個々の家計のあれもありますので、とりあえず生産者としては非常に頑張っているということ伝えておきたいと思えます。

それとやっぱり県とか市町村もそうなんです、町なんかもそうなんです、農業関係のことを話していると、例えば衛生関係のことになるとじゃああっちへ行って聞いてくれとか、今も衛生の保健福祉部では薬務課がどうのこうのとおっしゃいましたけれども、やはり連携して一つのことに取り組む。例えばエコフィードとか、そういうものに取り組むときにも連携してやっていただきたいなと思えました。

(石井会長)

ありがとうございます。

はいどうぞ、高橋委員。

(高橋委員)

農薬についての安全性について疑問を持たれている方がいらっしゃるようですが、農薬の使用について、その安全性をどこで担保しているかという、農薬については使用基準というのがあるんです。この使用基準をきちんと守れば例え残留があっても人体には影響がありませんよということで、科学的に裏づけられたデータに基づいて使用基準が定まっているんですね。例えばこの作物については何回まで使用できるのか、どのぐらいの量を使用できるのか。それから収穫前のいつまで使用できるのかとか、そういう基準がきちんと決められておりますので、それをきちんと守る。そのことによって安全性を担保することなんです。ですから農協などの部会あるいは生産者はそれに基づいて、例えばブロッコリーならブロッコリーの栽培基準をつくって、部会員全員がその栽培基準をきちんと守るということをやっていることやって安全性を担保していることやっていますので、農薬を全く使わないということでの生産はほぼ今不可能だと思います。またその虫だらけの、穴だらけのキャベツを欲しいという消費者はだれもいないと思います。したがってとにかくきちんとした担保をとった上での生産というのをやっていかないと極めて問題になりますので、その点は徹底してやっていかないとならないということだろうと思います。

(石井会長)

その、あれですか、使用基準というのは農薬取締法に基づいているんですか。そのもと

の法律は何ですかね、農薬取締法ですか。

(高橋委員)

農薬取締法と農産物等病害虫雑草防除指針の2つです。

(石井会長)

そうですか。

昨日、経済流通課さん主催の、先ほど冒頭紹介した食品表示のセミナーがあったんですけど、そこで基調講演をやられた消費者委員の方で日和佐さんという、雪印メグミルクの社外取締役をやっている方の基調講演を聞いたんですけど、いや全く逆で。いやもう本当に健康な牛というのは健康な、要するに牧草、草からいいお乳を出して、いい草というのはどこから生まれるかという健康な大地から生まれるという、雪印の創業の要するにミッションが語られていると。ところがそれが雪印食品は忘れてしまって、そういうミッションが額縁にあったのを取り外されて、絵か何か張ってあったらしいですよ。それを改めてまた今回張り直して、もう本当にすべてが変わって、会社もなくなったわけですから、雪印食品という会社は。ですからそういう中でもう本当にスタートを切ったという話を聞いて。もう私はそれを聞いて、ああこれは雪印のまさにミルクを一生懸命飲もうと思って、昨日買って来ました。

だからすばらしい中立公平な方もいますし、それからまたそうじゃない方もいるんですよ。ですからその辺はやっぱりこう、私たちもふだんから心して、そういう意見というのは中立・公平な方をやっぱりしっかりフォローアップしていくことが大事なかなというふうに思っています。

どうぞ、お願いします。

(増淵委員)

私どもはメーカー、食品製造メーカーですのでその立場から。

先ほどの安全性の基準公開についてちょっとお話ししたいんですけども。中村副会長の方からなかなか県の方にそういうことを、基準を求めるのは難しいということがありましたけれども。おっしゃるとおりで、ある程度のお金なりコストをかければある程度のところまではできるということだろうと思うんですね。しかし消費者の方がどこまでそれを望むかということにもよるんだと思うんですけども。特に農薬についてもポジティブリストで30何種類のチェックってできるんですね。我々のメーカーは必ず原料を買ったら農薬チェックを全部自分たちのコストでやるんですね。それを出荷される農家の方に求められても、それは現実的に無理があるといいますか。そういう意味では消費者の方もどこまで期待するかということは、時代の流れによって変わってきますから難しいんですけども、ややかなり過敏になり過ぎてもあるかなというのが私の考え方なんですけれども。技術的には、コスト的に、お金をかければある程度可能と。ただ現実的にはそれはかなり難しい話だというふうに私は思います。

(石井会長)

ありがとうございます。

事務局の方から、今ご感想というかご意見があったんですけど、特によろしゅうございますでしょうか。

はい、ありがとうございます。

長尾先生、いかがでございますでしょうか。

(長尾委員)

私の専門の方のところで少し詳しくお伺いしたいなと思ったのが、基本目標の中で食の安全と信頼確保のための体制整備というところで、畜産に関する試験研究の推進というふ

うなところがあるんですが、これはこの冊子の41ページになりますけれども。このあたり、畜産に関するところも含めてなんですけれども、ずっと内容的にはすごく重要な部分で、ずっとこういったものにうたわれている部分だというふうに思うんですけれども、この辺の進捗状況ですか、具体的にどの辺を強化していくのかというところの詳細について聞かせていただければと思うんですけど。

(石井会長)

事務局の方、いかがでございますか。

(畜産振興課河原補佐)

畜産振興課の河原と申します。

畜産に関する試験研究の推進というところで、そこに書いてありますように家畜においてはまずは伝染病の関係のことがございますので、この辺をできるだけ迅速に診断するというのがまず一つテーマでございます。

それと良質な畜産物の生産のためのという部分でございますけれども、今いろいろと機能性食料的な考え方もございます。牛乳の中に機能性物質を含んだもの、そういうものをうまく取り組むために、しかも安全に取り組むための方法みたいなもの、こういうものも一つのテーマかということで、そういうことも進めてございます。

それと環境に配慮した生産というのは、先ほど言いましたように、畜産物、堆肥化する時点で食品廃棄物というか食品残渣みたいなものを利用するというのもございますので、そういう分野での研究というようなことを進めているというようなことでございます。

(石井会長)

いかがでございますでしょうか。

(長尾委員)

いいです、大丈夫です。

(石井会長)

よろしいですか。どうもありがとうございました。

どうぞ、竹内委員。

(竹内委員)

基本目標の3のところの消費者相談体制の充実・強化というのはすごく大切で、このとおりやっただけであればいいと思うんですけれど、今くらし安心安全課の方で非常に頑張ってやっただけだと思ってると思うんですけれど、消費者相談員の方たちの研修も充実をさせていくというふうになっていきますので、そのときの食の問題、安全の問題、そのほかのさまざまな食品に関することも研修内容にいただいて、入れていただいて、そのあたりをよろしく願いいたします。

それからやっぱり消費者が相談しやすいというようなおところをおつくりいただきたいということ。

それから食品残渣の問題なんですけど、事業者の方にスーパーマーケットなんかはやはりかなり出ますので、とちぎコープの場合、スーパーマーケットの食品残渣はすべて肥料にするために出しているんですけれど、業者さんを探して。とてもその業者さんを探すのが、宇都宮の場合もありますからだめになったりしますのでね、リサイクルする業者さんが非常に少ないと。そういうところをやはり県の方で今度は力を入れて紹介をしていくということもとても大切なんではないかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

(石井会長)

生ごみ、先ほど粉碎機とかそういう機械があるんですが、ああいう機械というのは非常

に壊れやすいんですか。

(竹内委員)

要するに少ない量だったらいいんですけど、やっぱりスーパーマーケットなんか量が多いですね。そういうところでは、そういうことをやっているスーパーさんもあるんです、生協でもあるんですけど、やっぱりそういうことができない小さいローカルのスーパーなんかではやっぱり大変なわけですよ、コストかかるので。だからぜひともそういうリサイクルする業者をきちっとご紹介していただくとか、そういうことをして、しやすいように、事業者がやっぱりできやすいようにしていただくことも一つ大切なんではないかというふうに思います。

(石井会長)

ありがとうございます。

事務局の方、竹内委員からまた重要なご指摘・ご提案がありましたんですけど、いかがでございましょうか。

どうぞ、小野塚課長、お願いします。

(生活衛生課小野塚課長)

今、竹内委員からご提言いただきました内容につきましてはそれぞれ施策目標にも盛り込みまして、具体的な事業に取り組めるように努力してまいりたいと考えております。大変貴重なご意見、ありがとうございました。

(石井会長)

どうもありがとうございます。

それではひと通り。小川委員、何かございましたら。

(小川委員)

ちょっとアレルギーになり過ぎているような気がします。先ほど中村副会長がおっしゃったようにやはり余り過度なPRをするよりはむしろもうちょっと、この程度で安全なんだよ、うそはいけないよという、本当にそのとおりでと思うんですね。だから極端なことを言えば必要以上に消費者をあおるような安全・安心だということだけで農薬はいけないんだとか、残留がどうのこうのとかというんじゃないかともうちょっと健康的に、食べるってことはどういうことかという原点にやはり消費者を持っていく必要もあるのではないかなというふうに考えます。

(石井会長)

なるほど。そうですね。そうすると食育ですかね。

(小川委員)

極端なことを言えば余りにも、生産されている人は今お話を伺うように皆さんそんな悪いことばかりしているわけじゃないですけども、逆にあなた方がむだにしている方がもっと罪が深いよと、そういうことの教育も必要じゃないかなというふうに考えます。

(石井会長)

ありがとうございます。

貴重なご意見だと思います。

どうぞ恩田委員、何かございますでしょうか。ご感想でも何でも結構ですけど。

(恩田委員)

すみません、じゃあ私の意見をちょっと言わせてください。

私たち栄養士はやっぱり新しい知識を勉強するにはいろいろ研修会をやります。それから業者も絡みます。私たちはやっぱりそういう業者さんたちから言われたのを直接消費者の方とかみんなにそういうふうな指導は、間違ったことをやったら今は訴えられて、結局

いろいろそういう問題が出てきて今保険を掛ける時代にもなってきておりますので、私たち栄養士会としてはやっぱり皆さんに、栄養士にはとにかくよく考えていいか悪いか判断をしてから皆さんにお勧めいただきたいということで、そういうふうな研修会を常に開いております。新しいものが出ればすぐにその研修会を持つというふうな。

やっぱりメタボの問題が今盛んに出てきましたから、そのあれで油が、皆さんテレビや何かで見たと思うんですけど、花王から販売された油ですね、それが今生産中止になっております。だからそういうことなどもすぐにファクスが流れまして、栄養士の人たちには皆さんにそれはご連絡するようにして、私たちも食の安全は守っていこうと思っておりますので、余りこれはいけないとかというようなことを栄養士が言ったらちょっとお伝えいただきたいと思っております。

(石井会長)

なるほど。ありがとうございます。

それでは鈴木委員、いかがでございますか。

(鈴木委員)

ちょっとお願いなんですけれども。とちぎハサップの件なんですけど、実際私も認証取得にかかわって、4施設でかかわっておりましたけれども。確かにマニュアルをつくるのが、先ほどのお話で大変というお話がありました。マニュアルをつくりまして認証を取った後なんですけれども、その後の方が私どもとしたらとても大変だなんて。日々毎日の繰り返して、記録表も莫大な記録表があるんですね。記録をパートであろうと社員であろうとだれでもができるような形に教育訓練をすることとか、そういうものが非常に大変なんです。今回お願いしたいのが、ちょっと条例の方か何かで変わったようで、加工品とかの商品コードを納品時に全部記録をしなければならぬんですね、ナンバー自体を。それを例えば一業者で30品目とった場合に30品目全部ナンバーを控えなきゃならないとか、非常に現場としたら毎日の日々の仕事でその記録だけに押しつぶされてしまって、安全というのがどこかに行ってしまうと、記録ということに対して集中しなければならぬというのが今の現場の現状でございます。なので例えば納入業者さん、加工品を扱っている業者さんがそれなりの商品コードをつけた納品書で納品してもらえとか、そういうようなことも行政の方からご指導していただければ、もうちょっと認証制度に対する現場の人たちとか、あとそうですね、認証をとりたくても何かとれないでいるような企業の方でもちょっと一歩出てもらえるんじゃないかなと私は考えるんですけれども。以上です。

(石井会長)

ありがとうございます。

事務局の方、いかがでございますでしょうか、ただいまの。

はい、小野塚課長。

(生活衛生課小野塚課長)

今鈴木委員からご指摘いただいた件についてはちょっと私は承知していないのでお答えできないんですが、私ども栃木県と、もう一つ宇都宮市と両方で、それぞれ別機関ということでやらせていただいているわけですので、もしかしたら宇都宮の案件、宇都宮のハサップのことでしょうか。

(鈴木委員)

そうかもしれないですね。ただ県と市とのマニュアルの内容というものがまた違うんですね。例えば宇都宮市の場合なら同じとちぎハサップであっても危害分析が入っていたりとか別なものであって、同じ県内でやるのであれば同じマニュアル、一本化していただいで、どこの企業でもとりやすいものにしていただけたら大変ありがたいと思っております。

(石井会長)

どうぞ課長、お願いします。

(生活衛生課小野塚課長)

ご指摘いただいているとおりでございまして、私も実際それで大変いろんなところで、ある部分では困っているのが現況でございまして。なかなか行政機関で一緒にいかない、丸っきり一緒という状況になっていないというのが現状なので、連携を図りながらその辺も含めましてルール化し、営業者さんに無理のない、そしてまたむだのない行政ができるようにということでは努力しているところでございまして。

先ほどご指摘いただいた件については、そもそもの衛生がずさんになるということでは困るんですが、私どもの体制の中で少しでも簡略化できる方法というのがあるものなら認証機関の方にもその旨は伝えていきたいと思っておりますし、今ご指摘いただいたのは多分宇都宮市のことだと思いますので、この旨につきましては宇都宮市の方にも伝えていきたいと思っております。

(石井会長)

どうぞよろしくお願ひいたします。

まだたくさんご意見等あると思うんですけど、今日は2期計画の方向性について十分時間をとって、60分ほどとってできるだけ皆様のご意見をお聞きしたいという方向で今日の会議をもちましたので、一応皆様からお話をお聞きしたということで。また最後に全体的なところもございまして、そこでまだご意見・ご質問等がございましたらお願ひしたいと思っております。

それでは審議事項のイでございまして「平成22年度栃木県食品衛生管理指導計画(案)」につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

(生活衛生課八木沢副主幹)

生活衛生課の八木沢でございまして。座って説明させていただきます。

「平成22年度食品衛生監視指導計画(案)について」ご説明いたします。資料はナンバーの4をご覧いただきたいと思っております。この計画案につきましては既に昨日、2月の2日から来月の3日までの約1ヵ月間パブリックコメントを実施しているところでございまして。お手元の資料には今年度の計画からの主な変更箇所をアンダーラインでお示ししておりますので、それらの部分を中心に説明させていただきます。委員の皆様からのご意見をちょうだいして来年度計画に反映できればと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

まずこの計画の趣旨でございまして、1ページの一番上にございまして、この計画の趣旨といたしましては食品等の安全性を確保し、県民の健康保護を図るため、食品衛生法並びに「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」に基づきまして年度ごとに策定しているものでございまして。

それで全体の構成といたしましては目次をごらんいただきたいと思っておりますが、監視指導の実施体制及び関係機関との連携に関する事項を始めといたしまして、監視指導の実施に関する事項や食品等の検査に関する事項、これらにつきまして本県の実情を踏まえまして効果的に監視指導等を行うため、その基本的な方向性とか、あるいは重点的に実施すべき項目などについて定めております。

それで1ページの第3のところになりますけれども、まず監視指導の実施体制といたしましては、監視指導の対象とか、(2)で実施機関、そして下の方の2番で試験検査の実施体制、これらにつきましては、これまでの体制で実施していくこととしております。

続きまして2ページで第3、関係機関との連携確保に関する事項につきましては、従来

どおり国や他の都道府県はもちろんですけれども、（３）番、下の方になります、庁内関係部局と引き続き連携を図っていくということは今年度どおりでございます。来年度計画におきましては昨年９月に消費者庁が発足しましたので、それに伴いまして市町村との連携、特に食品表示に関する話につきましては密接な連携を図っていくこととしております。

続きまして３ページの第４、監視指導の実施に関する事項についてでございます。立入検査につきましてはこれまでと同様、監視指導の重要度によりまして、この表にお示ししましたとおりＡからＥの５つのランクに分けまして実施するというようにしております。

詳しくは１０ページの表をごらんいただきたいと思います。業種ごとのランク分けにつきましてはほぼ今年度どおりでございますが、これらのランク分けを基本といたしまして各健康福祉センターごとにそれぞれの地域性とか、あるいは施設ごとのこれまでの指導状況等を勘案しましてより効果的な監視指導に努めることとしております。施設数といたしましてはトータルで３万６、４３５施設で、今年度計画に比べますと６９５施設ほどの増という状況でございます。監視計画数につきましてはトータル１万３、１４２で、今年度とほぼ同数という状況でございます。

４ページに戻っていただきまして、３番の重点監視指導事項でございます。このページはかなりアンダーラインを引いてはいるんですけれども、今年度の重点監視指導事項でありますカンピロバクターと、次のページにあります食品等事業者における記録の作成と保存の徹底、これ以外に主な食中毒の病因物質ごとの指導事項を盛り込んでおります。その理由といたしましては食中毒対策につきましては実際の監視指導状況といたしまして夏場には細菌性の食中毒全般についての指導、秋には毒キノコを対象としたいいわゆる植物性自然毒対策として、冬場になればノロウイルス対策といったぐあいに年間通して食中毒対策については重点的に指導しているという実態がございます。

また（２）番の食品表示に関しましては、特に期限表示は消費者の関心が高いという状況もございますし、次のページのアレルギー物質に関する表示、これについては食物アレルギーによって健康被害を起こす人が増加傾向にあるという状況もございますので、これらについて重点監視指導事項の対象としたいと考えております。

その下、次に５番の監視指導の強化に関する事項でございますが、これにつきましては（１）番の食品等の一斉取り締まり、これに関しましては消費者庁の方から夏期一斉取り締まり、年末一斉取り締まり、これらに関して消費者庁の方からもその方針が示されることとなりますので、その方針を踏まえて監視指導を実施することとしております。

次に６ページをごらんいただきたいと思います。５番の食品等の検査に関する事項についてでございますが、法に基づく規格基準等検査を始め、収去検査を行いまして違反食品等を排除することによって食品等の安全・安心の確保を図ってまいりたいと考えております。主な試験検査の内容ですけれども、まずは法に基づく規格基準等の検査を始めといたしまして、ポジティブリスト制度に対応した検査などの有害物質検査、食品表示制度に基づく遺伝子組換え食品検査、そしてアレルギー物質含有食品の検査などがございます。

具体的な実施計画につきましては１２ページと１３ページの表をごらんいただきたいと思います。主な変更点といたしましては昨年度２０年度の検査結果において違反が多かった食品群を中心に検体数を増やしたいと考えております。逆にここ数年の状況として、例えば製造施設数が大幅に減少していたり、あるいは総合衛生管理製造過程、いわゆる国の認証を取得している施設で製造されている食品群、こういったものについては若干検体数を減らして実施するという一方で、より効果的といいますか、効率的な検査の実施で進めていきたいと考えております。例えば検体数を増やす食品群といたしましてはこの表の中段にありますアイスクリーム類、この辺を１５検体ほど増やすと。それと下の方の菓子

類、この辺については32検体ほど増やして実施する予定であります。逆に検体数を減らす食品群としては、方針としては先ほどお話ししたところなんですけれども、例えば食肉製品とかあるいは乳製品、それと一番下の方にありますけれども清涼飲料水、この辺の食品群については若干検体数を減らして実施していく計画であります。

次に、次のページの有害物質検査ですけれども、この検査につきましてはフードバレーとちぎ構想も考慮しまして、県内産の農産物を対象に残留農薬検査の検体数を増やしたいと考えております。この表でいいますと一番上の対象食品、国産の、この列の野菜・果実、ここになりますけれども、これを10検体ほど増やして実施する計画であります。

資料は6ページのほうに戻っていただければと思います。中段の第6、違反を発見した場合の対応ですけれども、これにつきましては立入検査とか、あるいは収去検査の結果、違反を発見した場合、あるいは食中毒を疑う情報を探知した場合、そういった場合は速やかにその原因究明とか危害の拡大防止あるいは再発防止に努めているところでありますので、引き続き適切に対応してまいりたいと考えております。

資料は7ページの第8をごらんいただきたいと思うんですけれども、公表に関する事項でございます。まずこの監視指導計画の実施状況につきましては次年度、次の年の6月末までにその実施状況を公表することとしております。それ以外に食中毒あるいは健康被害にかかる事案、そういったものについては随時速やかに公表することとしておりますので、引き続きそういった対応をしてまいりたいと考えております。

8ページをごらんいただきたいと思います。第10の食品等事業者の自主衛生管理の実施に関する事項についてですが、食品衛生指導員を始め、食品衛生推進員の皆さんの協力をいただきながら、それぞれの地域で積極的に自主衛生管理を促進していただけるよう引き続き支援してまいりたいと考えております。

またとちぎハサップの認証取得につきましても、先ほどいろいろな取り組みを実施しているということで説明させていただいておりますけれども、引き続き積極的に促進することによりましてHACCPの概念を取り入れた衛生管理体制の普及に努めるということで対応してまいりたいと考えております。

それと自主回収事案につきましては、栃木県食品等自主回収情報公表制度実施要領に基づきまして、食品等事業者が実施する自主回収の支援に努めてまいりたいと考えております。

最後に9ページの第11、食品衛生にかかる人材の養成等についてですが、これにつきましては我々行政の食品衛生監視員と、これはもちろんですけれども、実際に現場で自主衛生管理の促進に携わる各関係者に対しまして資質の向上とか衛生意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上、来年度計画の案についてご説明させていただきました。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

ただ今のご説明内容につきまして、ご質問・ご意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

はい、副会長。

(中村副会長)

重箱の隅をつつくような細かな話で申しわけないんですけど、5ページの上から5行目から6行目にかけて。コンタミネーションという言葉が出てきていますけれども、これ、何て言うのかな、わかりますかというか、もう少し適切な表現がないのかなと思いましたが、これでご検討いただければと思います。これが最適であるということであれば仕方ないと

思いますけど。

(石井会長)

これはどういう意味なんですか、コンタミネーションって。あんまり聞いたことがないんですけど。

(生活衛生課八木沢副主幹)

例えば、うどんをつくるのに同じ施設でそばをつくっていると、同じ施設でつくっていることによって本来含まれるべきでない成分のそばが混入してしまうと。例えばそういう事案です。

(石井会長)

英語の意味も本当にそういう意味ですか、これ。

はいどうぞ、課長。

(生活衛生課小野塚課長)

今担当の方で説明したのは、要するにそばアレルギーが起きるということで、うどんをその後やるとそばの持ち込みがありますよということで、言うならばクロスコンタミネーションというふうな表現をすればいいのかどうか、ちょっとこれも英語の適切な用語かどうかわかりませんが、そういうことでございます。この辺についてはちょっと今担当の方から申し上げましたけど、パブリックコメントをやっていますので、検討していきたいというふうに思います。

(石井会長)

今、副会長先生から電子辞書を見せてもらいましたけど、コンタミネーションというのは汚れる、放射能や毒物などによる汚染とか、汚染・不純物、墮落させる、悪影響、混成という言葉がありますね。ですからこれだけじゃ意味が通じないですかね。

(中村副会長)

多分ご説明あったようなことをコンタミネーションと通常我々の業界でも使っていますし。ただこれが一般の方に、これをだからどこまで見せるかということなんですけれども、一般の方にはちょっとわかりにくいのかなと。ただ例えば業者だけわかればいいやということであれば適切なのかもしれませんし、そこのところをご検討いただければと思います。

(生活衛生課長)

ありがとうございました。

(石井会長)

検討してください、お願いします。

黒内委員、どうぞ。

(黒内委員)

食の安全を担保するのはやはり監視指導だと思いますし、監視指導がきちんとできていれば消費者も安心感が持てるのかなというふうに思います。

それでちょっと関連して聞きたいんですけども、事業者が、第一義的には事業者が法の遵守と倫理観を持って取り組んでもらうのが一番いいのかなと思うんですけども。それに関連してですけども、昨年ですか、一昨年になるのか、昨年ですね。食品衛生法の改正によって昨年の1月から届出制にしましたよね。それで約1年間たつわけですけども、届け出制によってどういう効果が出てきているのかというのが一点聞きたかったなと思います、今のお話の中では。

あともう一点は事業者に対する教育とか研修というんですか、そういうのは今後どういう形で取り組んでいくのかと。もちろん今も取り組んでいると思うんですけども、新たなものを考えていればお聞かせ願いたいなと思うんですが。

(石井会長)

事務局、いかがでございますでしょうか。

(生活衛生課八木沢副主幹)

まず届出制度に関連してですけれども、今年1月末日現在で約2,800件の届出施設がございます。その届出制度を施行した後の効果ということですが、今のお話の中にありました講習会を今年度の後半から実施しております。これがやはり届け出制によって営業許可以外の製造業・加工業あるいは一部給食施設も把握することができるようになって、それぞれの施設の食品衛生に関係する主任者という人を必ずその施設に一人ずつ置いてもらうようにしました。その主任者の方々を対象に定期的に講習会をやっていくということで、まず動き出したところがございます。今まではそういった行政で把握できなかった食品の製造業・加工業施設に対して、今度は食品衛生に関係する知識・情報を定期的に提供できるようになったということで、まずそれは一つ大きな効果ではないかなというふうに考えております。

また、それらの関係者に対して新たに何か効果的なものを考えていないのかということのご質問については、新たなものとしては今お話したような講習会というものがあるんですが、やはりこういったものは定期的に粘り強く継続していくということも一つ大事なんじゃないかと。その中でいろいろと新たな知識、新たな情報、そういったものを普及啓発していくべきなんだろうというふうに考えております。

(黒内委員)

どうもありがとうございました。

今2,800件というのがありましたけれども、いわゆる従来の営業許可以外の施設というのがどのぐらいなのでしょう。参考までに。

(生活衛生課八木沢副主幹)

まず許可施設は食品衛生法に基づく34業種の許可施設と、栃木県食品衛生条例に基づく5業種の許可施設があります。まず法に基づく許可施設が、これは平成20年度末の数字で申しわけないんですが3万739施設になります。条例に基づく許可施設で、これが2,512施設でございます。

あと参考までにですが、宇都宮市の方は許可施設約1万5,000件だと記憶しております。

(石井会長)

よろしゅうございますでしょうか。

(黒内委員)

そうしますと約300ぐらいが新たにということですか、届け出。

(八木沢副主幹)

届け出施設は全く別個に2,800施設の届け出があったということです。

(黒内委員)

そういうことですか。すみません。

(石井会長)

よろしいですか。

(黒内委員)

はい、わかりました。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

では大分時間も定刻に迫ってまいりましたので。最後の、それでは（２）の報告事項の方を先に、消費者ホットラインにつきまして、事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

（くらし安全安心課塩原副主幹）

くらし安全安心課の塩原と申します。消費者ホットラインについて説明させていただきます。すみません、座らせていただきます。

お手元の資料の消費者ホットラインのリーフレットをごらんください。全国共通の電話番号からお近くの相談窓口におつなぎする消費者ホットラインが先月、１月１２日にスタートいたしました。消費者ホットラインは消費生活トラブルなどで今までどこに相談してよいかわからなかったような方、どこに相談してよいかわからない場合にこの全国共通の番号に電話をかけて、ガイダンスに従って郵便番号などを入力していただきますとお近くの市または県の消費者センターにおつなぎするものです。消費生活センターが閉所日のときには国民生活センターで相談を受け付けておりまして、年末年始を除いて毎日ご利用いただけます。共通の電話番号は０５７０－０６４－３７０です。「０５７０－守ろうよ－みんなを」という番号になっています。困ったときに一人で悩まずにお電話をいただけますように、番号の周知を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

（石井会長）

ありがとうございました。

この０５７０というのは無料なんですか、フリーダイヤルですか。有料ですか。

（くらし安全安心課塩原副主幹）

相談窓口につながるまでは無料です。この０５７０のナビダイヤルを通りまして、このガイダンスが流れているまでは無料です。ガイダンスから栃木県消費生活センターにおつなぎしますとか、その言葉はないんですけども、実際に消費生活センターにつながる前の段階で何秒間で幾ら幾らかかりますというガイダンスが流れまして、そのままではよければ消費生活センターの窓口におつなぎしますという形になっていまして、つながった後はお金がかかるというシステムになっています。

（石井会長）

なるほど、そうですか。ありがとうございます。

どうぞ、山岡委員。

（山岡委員）

この件で少しお尋ねしたいんですが、実は先日あるところへほかの啓発で伺ったときに、ちょっと質問がこの件で出たんです。このパンフレットを持って皆さんにお配りをしましたら質問が出ました。何かこの番号にかけるのにＮＴＴの加入じゃないとつながらないということが、テレビのＮＨＫか何かのニュースのところの下の方にテロップで流れたということなんですが、その真意はどうなのでしょう。

（くらし安全安心課塩原副主幹）

後ろにちょっと「最寄の相談窓口って、どこ？」というところにもありまして、ご自分のところの電話回線の場合もそうですし、消費生活センターの電話の回線によってもあるんですけども、回線が光とかＩＰ電話とかですとＮＴＴ回線のナビダイヤルって使えないようになっておりましておつなぎできないところがあります。

（石井会長）

よろしいですか。

ありがとうございます。

(くらし安全安心課塩原副主幹)

すみません。直接はおつなぎできないんですけれども、その場合にはガイダンスが流れまして、どこどこ、例えば栃木県ですと一ヵ所だけ、鹿沼市なんです、現在 I P 電話になっていまして、直接ナビダイヤルからおつなぎすることはできないんですけれども、ナビダイヤルでガイダンスが流れまして、お近くの窓口は鹿沼市消費生活センターです、申しわけありませんが直接おつなぎできませんので何番におかけ直してくださいみたいなガイダンスが流れるようになっているので、お手数ですがもう一度かけ直していただくというようなことになっているんです。

(石井会長)

ありがとうございました。

大いにご利用・ご活用いただければというふうに思っております。

今日用意しました議題はすべてでございます。委員の皆さん方、最後に何かございませうでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

副会長、何かいかがですか。

はい、どうぞ。

(中村副会長)

ありがとうございます。機会を与えていただいたので一言。

第2次計画の5番に新たな5番の項目、廃棄抑制という項目が入るということで、これはとてもいいことだと思っております。そこで環境に配慮したということが大きな理由になっていると思うんですけれども、もう一つやっぱり国際的な食糧問題という視点もぜひ忘れずに策定していただきたいと思っております。ご存じのように我が国の食料自給率というのは4割を切っていて、これは先進国の中では最低。次、下から2番目がイギリスで70%ぐらいでございます。そういう意味で我々が食べているものの6割は外国から入ってきたもので、それを例えば食べ残しで廃棄するとか、あるいは流通段階で賞味期限が来て廃棄するとか、そういったことというのはある意味で国際問題になってもおかしくない。ご存じのように地球上60億の人間が全員満足するだけのものを食べられている状態ではありません。そういう中で、そういう視点も含めて廃棄抑制ということでまた計画の方も考えていただければと思いますのでよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

(石井会長)

ありがとうございます。ぜひ今の副会長のご意見も取り入れていただければというふうに思っております。

よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは最後に事務局の方から何かございますでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは本日の議題はすべて終了させていただきます。長時間にわたり、熱心にご議論いただきまして本当にありがとうございました。ここら辺で進行を司会の方にお返ししたいと思います。よろしく願います。

(生活衛生課大島課長補佐)

委員の皆様には大変貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

それでは次の開催につきましてご案内申し上げたいと思います。次回の会議はことし8月上旬を予定してございます。日程が確定次第ご連絡を差し上げますので委員の皆様にはお忙しいところ恐縮ではございますが、ご出席のほどよろしく願いたいと思います。

以上をもちまして第7回とちぎ食の安全・安心推進会議を終了させていただきます。
大変長時間にわたりましてありがとうございました。お忘れ物のないようお気をつけてお
帰りいただければと思います。ありがとうございました。

(石井会長)

どうもありがとうございました。